

# 1 試 料

この分析法において「試料」とは、各種の試験を行うため採取した物件をいい、「検体」とは個々の試験を行う際に試料から分取したものをいう。

1-1 試料の採取には清浄な乾燥容器を使用する。

1-2 採取量は別に規定されていない限り少なくとも個々の分析法に記載された量を採取することとする。